

千葉ニュータウンみどり歯科は仕事と育児を両立する社員を 極的にサポートします！

院長からのメッセージ

全スタッフが物心ともに満足のいく職場づくりを推進するため、
産休育休を確実に取得できるよう一丸となって行動しましょう。

～我が社の目標～

育児休業の希望者全員取得および職場復帰

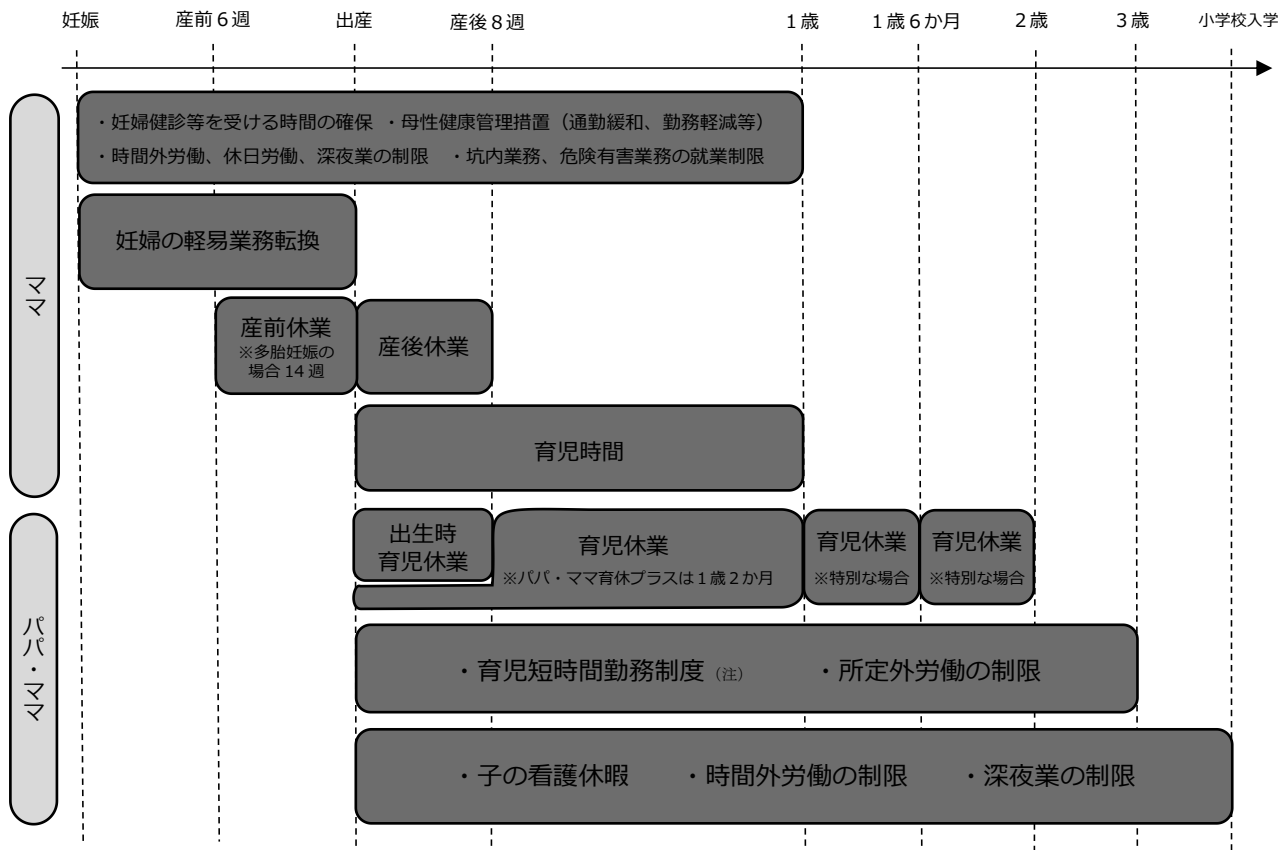
育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのためにも、

- 全労働者に対し年に1回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施します！
- 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



制度に関するお問い合わせ、申し込み先 人事担当者

(注) 一部又は全部の労働者について、「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者」として労使協定により適用除外としている場合、代替措置を記載してください。

令和5年6月13日

育休復帰支援プランに係る通達

千葉ニュータウンみどり歯科
院長 森澤 賢文



千葉ニュータウンみどり歯科は、育児休業の取得を希望するスタッフに対して円滑な育児休業の取得および職場復帰を支援する為に、当該スタッフごとに育児復帰支援プランを作成し同プランに基づく措置を実施する。

なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報および資料の提供を含むものとし、育児休業を取得するスタッフとの面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。